

佐賀労働局発表
令和5年4月28日(金)

【照会先】
佐賀労働局総務部労働保険徴収室
室長 浜田 小百合
室長補佐 松隈 圭
(電話) 0952-32-7268

報道関係者 各位

労働保険の年度更新は電子申請にしませんか ～年度更新はカンタン・便利な電子申請の活用を～

労働保険の年度更新とは、前年度の確定保険料申告による精算と、本年度の概算保険料を申告・納付する手続きのことで、下記期間内に手続きが必要です。

◎ 年度更新期間：令和5年6月1日（木）から7月10日（月）まで

労働保険の年度更新申告書は、来庁による提出、郵送による提出ができますが、電子申請により提出することが可能です。

カンタン・便利な電子申請の活用を！—5月は電子申請利用促進月間です—

労働保険の手続きは、電子申請により行うことができます。電子申請をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続きを行うことができます。

メリット1：スピード申請

申請書類への記入も簡単&スピーディー。
前年度の申告書類を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

メリット2：いつでも・どこでも

労働局や労働基準監督署などの窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。
しかも24時間365日、いつでも手続きが可能です。

メリット3：時間・コスト削減

申請・届出用紙の入手は不要。（書き損じの心配なし）。
窓口で並ぶ時間や窓口までの移動費などを大幅に削減でき、
総務担当者の業務改善につながります。

労働保険の電子申請を行うには、主に次の2つの方法があります。

電子申請2つの方法

① G ビズ ID を利用した手続き

G ビズ ID プライムのアカウントを作成して手続きを行います。 G ビズ ID は無料で取得可能、電子証明書がなくても電子申請が可能です。また G ビズ ID は、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応しています。

② e-GOV を利用した手続き

電子証明書を用意し、e-GOV ポータルにアクセスしてアカウントの準備を行い、アプリケーションをインストールします。 市販の電子申請ソフト（API 対応ソフト）や対応している労務管理ソフトを利用すれば、より効率的な申請が行えるようになります。

* 電子申請の詳細については、厚生労働本省のHPをご覧ください。

「労働保険関係手続 電子申請」で検索。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html)

* まずは体験してみたいという事業主の皆様へ

佐賀労働局労働保険徴収室に体験コーナーを設けています。

職員が操作方法を丁寧に説明させていただき、電子証明書を保有していなくても、その場で電子申請ができます。是非ご体験ください。事前予約が確実です。

* 電子申請の初期設定に不安をお持ちの事業主の皆様へ

厚生労働省では、事業場への訪問やオンライン対応による電子申請の初期設定を、無料でお手伝いする事業を実施しています。別添リーフレットから申し込みできます。

* さらにお得な情報です。

労働保険料の納付は口座振替が便利です

労働保険料等の口座振替納付は、事業主の皆様が口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより納付するものです。

メリット1

保険料納付のために金融機関の窓口へ行く手間や**待ち時間が解消**されます。

メリット2

納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなります。**延滞金の心配**がなくなります。

メリット3

法定納期限から保険料の引き落とし日までに最大**約2カ月のゆとり**があります。

まだ「紙」で苦勞しているとお聞きしましたがそろそろいかがですか？

労働保険は電子申請

イメージキャラクター：
ペパレス執事

私、ペパレス執事が
無料で電子申請を
お手伝いします。

※詳しくは裏面へ

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能!

※詳しくは
下記特設サイトへ

いつでもどこでも手続可能!
カンタン・スピーディーに申請!
ムダな時間やコストも削減!

令和2年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されました。
労働保険料の納付は、電子納付が便利です。

スマホでも！
特設サイトは
こちら!



無料で電子申請 お手伝いします

わたしが
かけつけます!



労働保険関係手続は 電子申請にしませんか?

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利!
自宅やオフィスから、インターネットを経由して、
24時間いつでも申請や届出ができます。

日本中
どこへでも
お伺いします。

初期設定の
不安や不満を
解消します!



費用

0円

時間

1時間
程度

場所

日本全国
どこでも

お好みの方法でご参加いただけます。

オンライン
セミナーに
参加する

- どんな内容なのか聞いてみたい
- 自社でも導入可能なか確認したい
- 会社への上申用に勉強したい

アドバイザー
に相談する

- 初期設定や操作に不安がある
- 調べる時間がないので教えて欲しい
- 次の年度更新に向けて準備したい
- 訪問・オンラインが選べます

名前 ペパレス執事

星座 アドバイ座 好物 電子化によって不要になった紙

デンシ新星から労働保険の電子申請をサポートするためにやってきたヤギの執事。性格はとても温厚で、初期設定などを丁寧に教えてくれる。あたまの角でWi-Fiを受信していて通信環境良好!

令和5年度電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業
詳細確認やお申込みはホームページもしくは電話から!

<https://denshi-shinsei.jp/> / 03-6628-2275



スマホでも!

受託会社

株式会社バックスグループ

事務局問い合わせ先

mail@denshi-shinsei.jp

(キトリ)

労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ 事業場名		担当者名	
TEL		メールアドレス (担当者)	
労働者数			
フリガナ 住所	〒 ー	予約希望	<input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> セミナー

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。

FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03-6627-9989

労働保険料は口座振替が便利です!

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 手数料はかかりません。
- 4 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。



保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日(※)	1月31日(※)
	↓	↓	↓
口座振替による納付日(引き落とし日)	<u>9月6日</u>	<u>11月14日</u>	<u>2月14日</u>
	≡	≡	≡
ゆとり日数	<u>58日</u>	<u>14日</u>	<u>14日</u>

※労働保険事務組合については、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

口座振替の手続きについては、裏面をご覧ください。→→→

かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

2 金融機関の窓口へ提出

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

<各期の申込締切日・口座振替日>

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
全期 または 第1期	申込 締切日 2月25日	→						口座振替 納付日 9月6日						
第2期						申込 締切日 8月14日	→			口座振替 納付日 11月14日				
第3期								申込 締切日 10月11日	→				口座振替 納付日 2月14日	

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、
最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
 - ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率	
		労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		雇用保険二事業 の保険料率
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

